



熊本県公報

第 1 2 3 0 5 号

平成 26 年 4 月 8 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (〃) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (〃) 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 3
- 指定障害児通所支援事業の廃止…………… (障がい者支援課) 3
- 指定障害児通所支援事業の指定…………… (〃) 4
- 熊本港公官庁船だまり浮棧橋の施設使用料の徴収事務委託の告示…………… (港湾課) 4
- 熊本県大規模土地取引事前指導要綱の一部を改正する要綱…………… (地域振興課) 5
- 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業の事業計画変更…………… (下水環境課) 6
- 熊本都市計画下水道事業の事業計画変更…………… (〃) 6
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 7
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (〃) 7
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (〃) 7
- 特定計量器定期検査の実施…………… (産業支援課) 8
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 8
- 道路の供用開始…………… (〃) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (〃) 9
- 熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約変更に伴う認可…………… (国保・高齢者医療課) 9
- 熊本都市計画下水道事業の事業計画変更…………… (下水環境課) 10
- 土地改良事業計画…………… (農村計画課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (〃) 11
- 鹿児島本線側道 8 号線の事業計画の変更…………… (都市計画課) 12
- 鹿児島本線側道 1 0 号線の事業計画の変更…………… (〃) 12
- 鹿児島本線側道 1 1 号線の事業計画の変更…………… (〃) 12
- 鹿児島本線側道 1 2 号線の事業計画の変更…………… (〃) 12
- 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 12
- 八代港港湾計画の一部変更の概要…………… (港湾課) 13

告 示

熊本県告示第 3 7 1 号
 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
 平成 2 6 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
里山交流・体験センター 輪 下益城郡美里町畝野70 3-2	特定非営利活動法人 三 本松 熊本市西区花園6丁目1 番64号 大村 三千彦	就労移行支援 就労継続支援B型	平成26年 4月1日

熊本県告示第372号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
おるげ・のあ 水俣市浜町1丁目6番1 7号	社会福祉法人 さかえの 社 水俣市浜町1丁目9番1 7号 安川 タケ子	共同生活援助	平成26年 4月1日

熊本県告示第373号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人大地	デイサービスセンター 大地の里 えがお	合志市須屋26 70番地3	平成26年 4月1日	通所介護

熊本県告示第374号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人大地	デイサービスセンター 大地の里 えがお	合志市須屋26 70番地3	平成26年 4月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第375号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類

社会福祉法人大地	ショートステイ 大地の里 えが お	合志市須屋 2 6 7 0 番地 3	平成 2 6 年 3 月 2 8 日	短期入所生活 介護
----------	-------------------------	-----------------------	-----------------------	--------------

熊本県告示第 3 7 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人大地	ショートステイ 大地の里 えが お	合志市須屋 2 6 7 0 番地 3	平成 2 6 年 3 月 2 8 日	介護予防短期 入所生活介護

熊本県告示第 3 7 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害者支援施設及び指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
天水生命学園 玉名市天水町小 天字権現下 6 6 4 0 番地	社会福祉法人 天水福祉事業会 玉名市天水町小天字権 現下 6 6 3 8 番地 國友 龍	平成 2 6 年 4 月 1 日	4310400397	施設入所支援 生活介護 短期入所

熊本県告示第 3 7 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人水光会	サテライトしらぬい荘	宇城市松橋町曲野 3 5 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	短期入所生活 介護

熊本県告示第 3 7 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 6 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人水光会	サテライトしらぬい荘	宇城市松橋町曲野 3 5 番地の 1	平成 2 6 年 4 月 1 日	介護予防短期 入所生活介護

熊本県告示第 3 8 0 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
八代市のぞみ母子センター 八代市西松江城町1番17号	八代市 八代市松江城町1番25号 中村 博生	平成26年 3月31日	4350200038	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第381号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
八代市のぞみ母子センター 八代市西松江城町2番17号	社会福祉法人八代市社会福祉事業団 八代市高下西町1704番地 中村 博生	平成26年 4月1日	4350200202	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第382号

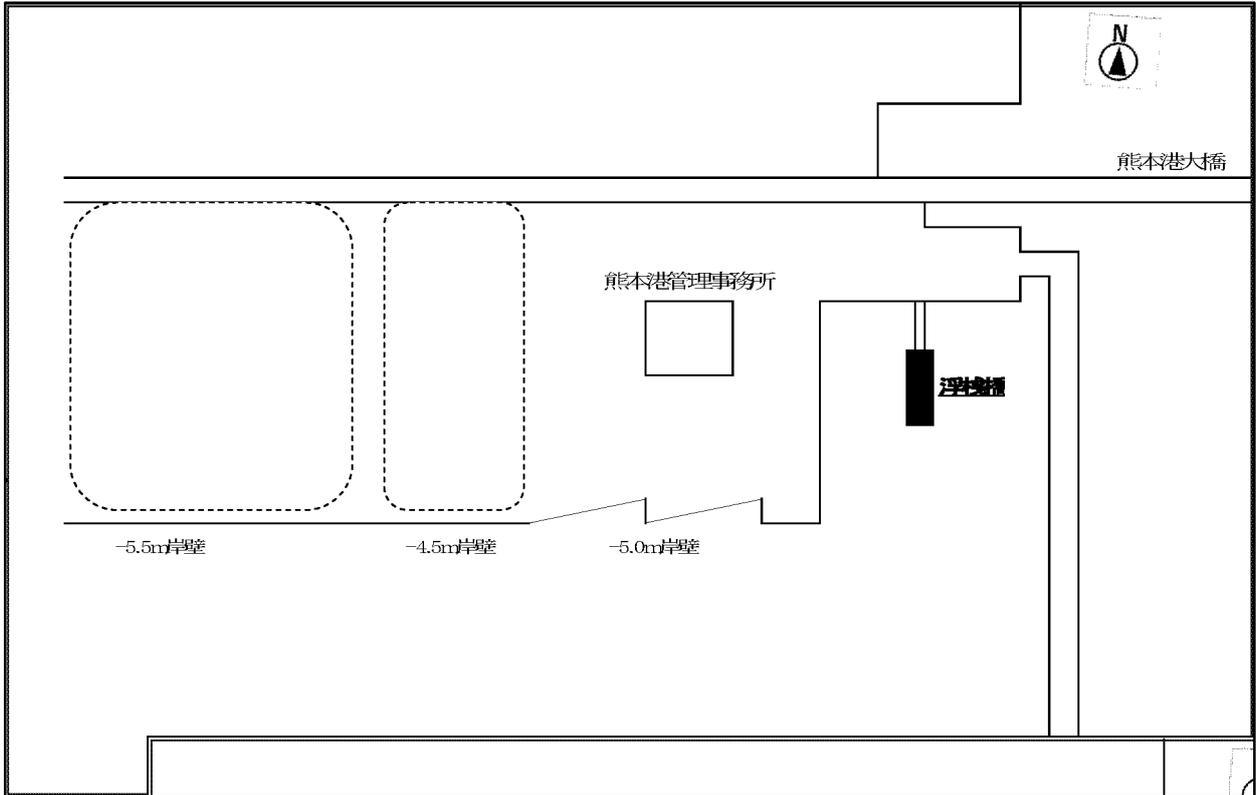
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 委託の内容

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第6条第1項の規定による使用料（熊本港の次の位置にある浮棧橋に係るものに限る。）の徴収事務



- 2 委託の相手方
熊本フェリー株式会社 熊本市西区新港一丁目 2 番
- 3 委託期間
平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

熊本県告示第 383 号

熊本県大規模土地取引事前指導要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成 26 年 4 月 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県大規模土地取引事前指導要綱の一部を改正する要綱
熊本県大規模土地取引事前指導要綱(昭和 50 年熊本県告示第 141 号の 2)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「要綱は、」の次に「大規模な土地取引等を行う者が」を加え、「第 23 条及び第 27 条の 4」を「第 23 条第 1 項又は第 27 条の 4 第 1 項」に、「を要する土地のうち大規模なもの等について」を「に先立って」に、「係る事前指導」を「関する指導を希望する場合に、当該者に対して必要な指導」に、「法に基づく土地取引等の」を「当該」に、「適正かつ迅速な運用」を「円滑化及び当該者の利便」に改める。

第 2 条の見出しを「(要綱の対象となる者等)」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

この要綱の対象となる者は、土地の形質の変更を必要とする土地(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 7 条に規定する市街化区域内の土地及び同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域内の土地を除く。)であって、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「対象土地」という。)について法第 23 条第 1 項又は第 27 条の 4 第 1 項の規定による届出を行わなければならない者とする。

第 2 条第 1 項第 1 号中「もの」を「土地」に改め、同項第 2 号中「を含む土地」及び「当該農地の」を削り、「場合」を「もの」に改め、「除く。)」の次に「を含む土地」を加え、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 3 条から第 5 条までを次のように改める。

(事前指導申出書等の提出)

第 3 条 知事は、前条の届出の前に知事の指導を希望する旨の意思の表明があったときは、当該表明を行った者(以下「指導希望者」という。)に対し、対象土地が、法第 23 条第 1 項の規定による届出を要する土地である場合にあっては対象土地の売買等の契約の締結の前に、法第 27 条の 4 第 1 項の規定による届出を要する土地である場合にあっては当該届出の前に、事前指導申出書(別記様式)及び別表に掲げる図書を提出するよう求めるものとする。

(市町村長からの意見聴取)

第 4 条 知事は、前条の事前指導申出書が提出されたときは、指導希望者に係る対象土地

が所在する市町村（対象土地が2以上の市町村にわたり所在する場合は、所在する全ての市町村）の長に対し、当該対象土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用の観点からの意見を求めるものとする。

（指導）

第5条 知事は、前条の規定による当該市町村の長の意見を踏まえ、指導希望者に対し速やかに所要の指導を行うものとする。

第6条中「事前指導」を「前条の指導」に改める。

別記様式第2を削る。

別記様式第1中「（第2条関係）」を「（第3条関係）」に、「、第2条の」を「第3条の」に、「熊本県知事あて」を「熊本県知事宛て」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の熊本県大規模土地取引事前指導要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる事前指導の申出について適用し、同日前に行われた事前指導の申出については、なお従前の例による。

熊本県告示第384号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画及び宇土都市計画下水道事業 富合公共下水道
- 3 事業施行期間 平成11年2月17日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分
 - 平成11年3月19日熊本県告示第187号、平成14年9月25日熊本県告示第729号及び平成15年7月23日熊本県告示第787号の事業地に、熊本市南区富合町小岩瀬字安善坊、字長碓、字居屋敷、字京坪、字前田、字河原田、字河柳下、字千束、字天神免、字中島の一部、杉島字三徳寺、字鳥場、字溝口の一部、上杉字上川原、字小芦袋の一部、大町字大芦、字前田、字屋敷の一部、廻江字前田、字浦田、字江端、字外平、字江頭の一部、国町字中坪、字居合の一部、清藤字塘添、字西ノ前、字間添、字突田、字水町、字居合、字牛間の一部、新字古閑分、字園田、字田尻分、字北田分の一部、榎津字蓮川、字四ノ坪、字居合、字大坪、字築籠、字中屋敷、字天神免、字琵琶崎、字戸板町、字平原田の一部、平原字高島、字八反田、字高田、字宇土、字前田、字角山、字中畑、字神ノ上の一部、木原字井尻、字西口、字長泉、字内村、字居屋敷、字七夕免、字岩下、字棧敷畑、字宮谷の一部、南田字尻反田、字北村、字深田、字門出、字馬場口、字裏田の一部、田尻字園田、字四反田、字六反田、字両寺免、字高柳、字平碓の一部、古閑字四反田、字七反田、字浦免田、字前村田、字鎌原の一部、志々水字前田、字天神免、字居合、字八反田、字浦田、字大坪、字雨田の一部、城南町赤見字仁子の一部、城南町島田字壺反田の一部を加え、熊本市南区富合町御船手字北崎、杉島字中寄、字上寄、字久保田、字長江、字南江、字前川原の一部を削除する。

熊本県告示第385号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業 熊本公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和32年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分
 - 昭和25年7月28日建設省告示第903号、昭和32年10月28日建設省告示第1346号、昭和38年8月16日建設省告示第2021号、昭和40年5月29日建設省告示第1406号、昭和44年3月31日建設省告示第1048号、

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社山都	居宅介護支援事業所さくら	上益城郡山都町北中島505番地5	平成26年4月7日	居宅介護支援

熊本県告示第389号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
宇土市、宇城市及び美里町
- 3 検査日等
(1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成26年5月8日	午前10時から午前12時まで	宇土市役所網田支所車庫
平成26年5月8日	午後1時半から午後3時まで	網津公民館前広場
平成26年5月9日	午前10時から午後3時半まで	宇土市役所玄関前車庫
平成26年5月12日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター
平成26年5月13日	午前10時から午後3時まで	宇城市三角センター
平成26年5月14日	午前10時から午前11時半まで	宇城市農業就業改善センター（松合）
平成26年5月14日	午後1時から午後3時まで	宇城市役所不知火支所
平成26年5月15日	午前10時から午後3時まで	宇城市役所小川支所
平成26年5月16日	午前10時から午前12時まで	宇城市役所小川支所
平成26年5月16日	午後1時半から午後3時半まで	宇城市役所豊野支所
平成26年5月19日	午前10時から午後3時半まで	宇城市役所本庁（松橋）
平成26年5月20日	午前10時から午後3時まで	美里町役場砥用庁舎
平成26年5月21日	午前10時から午後3時まで	美里町役場中央庁舎

(2) 所在場所検査

ア 検査日 平成26年5月12日から平成26年5月30日まで

イ 検査場所 特定計量器検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものにあつては、その計量器の所在場所

- 4 検査を実施する指定定期検査機関の名称
一般社団法人熊本県計量協会

熊本県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年4月8日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡大津町矢護川字二辻	240.0	単道改

		210番1地先から 菊池郡大津町矢護川字下前田 280番2地先まで		
--	--	---	--	--

2 供用を開始する期日 平成26年4月8日

熊本県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年 月 日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池赤水線	菊池郡大津町矢護川字新開鶴 298番3地先から 同所 297番1地先まで	38.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年 月 日

熊本県告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ワークセンターみすみ 宇城市三角町波多六反田 3118-16	社会福祉法人 天水福祉 事業会 玉名市天水町小天権現下 6638番地 國友 龍	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型	平成26年 4月1日

熊本県告示第393号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
ワークセンターみすみ 共同生活援助事業所 宇城市三角町波多六反田 3118-16	社会福祉法人 天水福祉 事業会 玉名市天水町小天権現下 6638番地 國友 龍	共同生活援助	平成26年 4月1日

熊本県告示第394号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により次のとおり熊本県歯科医師国民健康保険組合の規約の変更を認可したので、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第7条第2項の規定により告示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

組合員の範囲		認可年月日
変更前	変更後	
<p>組合員の範囲</p> <p>組合員は、熊本県歯科医師会々員であつて、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師（甲種組合員）及び、その医療機関の業務に従事する者（乙種組合員）で第4条の地区内に住所を有するものとする。</p> <p>第1項の甲種組合員で高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者となつた者は、後期高齢組合員となる。</p>	<p>組合員の範囲</p> <p>組合員は、熊本県歯科医師会会員であつて、歯科医業又は歯科業務に従事する歯科医師（甲種組合員）及び、その医療機関の業務に従事する者（乙種組合員）で第4条の地区内に住所を有するものとする。</p> <p>甲種組合員のうち高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下、「高齢者医療確保法」という。）第50条に規定する被保険者であつて第8条の3第1項の規定による届出を行った者は、後期高齢組合員とする。</p>	平成26年3月31日

熊本県告示第395号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類 熊本都市計画下水道事業熊本公共下水道（熊本市熊本北部流域関連公共下水道）
- 3 事業施行期間 昭和58年3月8日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし。
- (2) 使用の部分

昭和59年3月1日熊本県告示第177号（昭和58年3月8日熊本県告示第233号）、昭和63年3月1日熊本県告示第184号（昭和61年8月26日熊本県告示第643号）、平成2年12月19日熊本県告示第864号（平成3年1月18日熊本県告示第38号）、平成5年5月21日熊本県告示第424号、平成6年12月28日熊本県告示第1044号、平成10年9月21日熊本県告示第601号、平成13年1月26日熊本県告示第70号、平成15年12月3日熊本県告示第1139号、平成19年10月12日熊本県告示第869号、平成22年4月30日熊本県告示第500号、平成23年2月8日熊本県告示第130号、平成15年12月3日熊本県告示第1142号、平成21年3月27日熊本県告示第264号、平成22年1月20日熊本県告示第170号及び平成23年3月22日熊本県告示第288号の事業地のうち、熊本県熊本市北区揄木一丁目、津浦町字前田、龍田二丁目、龍田三丁目、龍田四丁目、龍田陣内一丁目、室園町、梶尾町字寺の下、四方寄町字城ヶ辻、字名越、明德町字中原、字一町畑、字向強戸、字宮の前、植木町植木字東一丁目、字西古屋敷、広住字立野、字水堀、字壱町田、字屋敷、字西原、字高野、字高見、字上川、字蟹迫、字大坪、字石櫃、字迎原、字浦田、滴水字町裏、字長浦原、字松原、字十三部、字桜井、字宿ノ元、字中道、字北原、字山ノ頭、字鳥三角、字中道、投刀塚字堀ノ内、小野字東ノ前、字小町前、字前田、字横枕、字鳥帽子、荻迫前畑、字萩原、字下古閑、字出口、字居屋敷、字明神浦、字鏡田字坂本、字島田、字桜井、平野字東谷、一木字出口、岩野字相田原、字松山、字荻折、字大迫、字塚園、字相田、字浄行寺、字上ノ原、字市場後、字前田、字市場及び字平松地内において事業地を変更し、熊本県熊本市北区兎谷二丁目、西梶尾町字東平、四方寄町字杉町、下硯川町字六反畑、明德町字上市原、改寄町字灰塚原、字飼根、字内村屋敷、字立野、字鳥追、字前田、字西久保、字西原、字前原屋敷、字一町田、字古賀原、字古閑久保、字立石、字北ノ割、小糸山町字向原、字相の追、字浦田、字西原、貢町字豆尾原、硯川町字鶴畑、字五反畑、字土井ノ上、字堀ノ内、鹿子木

町字一町田、植木町滴水字長浦屋敷、字山ノ坊、字投刀塚原、字投刀塚谷、字大塚元、字野中、字古閑原、字向原、字二本木、字萩山、投刀塚字岩ノ上、字宮ノ本、字居屋敷、字前畑、字出口、字迫谷、字南原、小野字亀甲、字七国、鑑田字野入、字六反、字東原、字柳ノ本、字永割、字出口、字向坂、字才又、字寒田、字北中尾、字町原、岩野字保立前、字福天神、字馬場、字堂の前、字壺丁畑、字道祖野、字塘ノ下、円台寺字下道、字河原立及び上古閑字東受を加える。

公 告**熊本県公告第202号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営南関西地区（墨摺川工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営南関西地区（墨摺川工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成26年4月9日から平成26年5月9日まで
- 3 縦覧場所
南関町役場

熊本県公告第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字岩見525番及び同526番
3,911.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本県上益城郡嘉島町上島925番1
社会福祉法人 かしま福祉会 嘉島保育園

熊本県公告第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字大津字土井ノ内7番3及び同7番1の一部
1,049.41平方メートル（全体面積：4,639.40平方メートル）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡大津町大字新240番地
岩下 靖

熊本県公告第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市豊岡字須屋久保2000番111
1,748.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区二番町8番地8
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン

熊本県公告第206号

都市計画事業の施行について九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年九州地方整備局告示第28号熊本都市計画道路事業7・7・10号鹿児島本線側道8号線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本山二丁目9-51 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業施行期間 平成14年3月11日から平成28年3月31日
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第207号

都市計画事業の施行について九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年九州地方整備局告示第29号熊本都市計画道路事業7・7・12号鹿児島本線側道10号線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本山二丁目9-51 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業施行期間 平成14年3月11日から平成28年3月31日
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第208号

都市計画事業の施行について九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年九州地方整備局告示第30号熊本都市計画道路事業7・7・13号鹿児島本線側道11号線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本山二丁目9-51 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業施行期間 平成14年3月11日から平成28年3月31日
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第209号

都市計画事業の施行について九州地方整備局長の告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成14年九州地方整備局告示第31号熊本都市計画道路事業7・7・14号鹿児島本線側道12号線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区本山二丁目9-51 熊本県熊本駅周辺整備事務所
- 4 事業施行期間 平成14年3月11日から平成28年3月31日
- 5 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県公告第210号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。
平成26年4月8日

熊本県知事 蒲島郁夫

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量	その他の	生産業者の氏名	有効期限
------	-----	-----	-------	------	---------	------

	種 類	名 称	(%)	規格	又は名称及び住所	
熊本県肥 第144 4号	混合有 機質肥 料	混合有 機質肥 料7号	窒素全量： 6.0 りん酸全量 ：6.0	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり。	大東肥料株式会 社 熊本県八代市鏡 町鏡1159番 地3	平成29 年4月1 3日

熊本県公告第211号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、八代港港湾計画の一部変更の概要を次のとおり公告する。

平成26年4月8日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 八代港港湾計画の一部変更の概要

(1) 公共埠頭計画

外港地区

- 水深14メートル岸壁2バース 延長560メートル（うち1バース既設）
[既設の変更計画]
- 水深12メートル岸壁1バース 延長240メートル [既定計画の変更計画]
- 水深10メートル岸壁2バース 延長340メートル [既設の変更計画]
- 埠頭用地 面積42ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
（うち41ヘクタール既設） [既定計画の変更計画]

変更前

- 既定計画 水深14メートル岸壁2バース 延長560メートル
（うち1バース既設）
- 埠頭用地 面積62ヘクタール（荷さばき施設用地及び保管施設用地）
（うち60ヘクタール既設）

(2) 水域施設計画

外港地区

- 航路 水深14メートル 幅員330メートル（工事中）
[既定計画の変更計画]
- 水深6メートル 幅員60メートル [既定計画の変更計画]
- 泊地 水深14メートル 面積1ヘクタール（全体面積3ヘクタール）
[既設の変更計画]
- 航路・泊地 水深14メートル 面積10ヘクタール（全体面積48ヘクタール）
[既設の変更計画]

変更前

- 既定計画 航路 水深14メートル 幅員330メートル（工事中）
- 水深6メートル 幅員60メートル
- 泊地 水深14メートル 面積51ヘクタール
- 既定 泊地 水深10メートル 面積36ヘクタール

(3) 小型船だまり計画

外港地区

- 防波堤 延長95メートル
- 既定計画の防波堤35メートルを撤去する。
- 既定計画の防波堤90メートルを削除する。

変更前

- 既定計画 防波堤 延長90メートル
- 撤去 防波堤 延長130メートル

(4) 臨港交通施設計画

- 道路 臨港道路大島線 4車線 起点 外港地区 終点 八代臨港線
[既設の変更計画]
- （変更前 既定 4車線 起点 外港地区 終点 八代臨港線）

(5) 土地造成及び土地利用計画

- 土地造成計画 既定計画の土地造成計画2ヘクタールを削除する。
- 土地利用計画

（単位：ヘクタール）

地区名		用途		埠頭地	港湾関連地	工業用地	交通機能地	緑地	その他緑地	合計
		埠頭地	工業用地							
変更後	外港地区	(42)	(24)	(203)	(17)	(5)			(291)	
		42	24	203	17	5	13	304		
変更前	外港地区	(62)	(5)	(203)	(17)	(5)			(293)	
		62	5	203	17	5	13	305		

(注) 1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 今回の変更に係る地区のみ記述した。

- (6) 国際輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設
- 岸壁 水深14メートル 2バース 延長560メートル (うち1バース既設)
 - [既設の変更計画]
 - 水深12メートル 1バース 延長240メートル [既定計画の変更計画]
 - 航路 水深14メートル 幅員330メートル (工事中) [既定計画の変更計画]
 - 泊地 水深14メートル 面積1ヘクタール [既設の変更計画]
 - 航路・泊地 水深14メートル 面積10ヘクタール [既設の変更計画]

- (7) 大規模地震対策施設
- 外港地区 岸壁 水深10メートル 1バース 延長170メートル
 - [既定計画の変更計画]
 - (変更前 既定計画 岸壁 水深10メートル 1バース 延長170メートル)

- (8) 物資補給等のための施設
- 外港地区 岸壁 水深10メートル 1バース 延長120メートル [既設]

- 2 港湾計画の縦覧の場所
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県土木部河川港湾局港湾課